

## 行政常任委員会

令和 4 年 4 月 8 日（金）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

今日の議題は、第 5 次尾鷲市行財政改革と第 2 期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして最後で、尾鷲市地域資源活用総合交流施設、夢古道の件でございますので、以上 3 議題をしていただきます。

まず初めに、市長のほうから御挨拶を賜ります。

○加藤市長 おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、行政常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日は、第 5 次尾鷲市行財政改革及び第 2 期の尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についての御報告と、そして、尾鷲市地域資源活用総合交流施設である夢古道おわせについての、今後の指定についてのスケジュール等を報告させていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、政策調整課長のほうより、1 本ずつ説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

○南委員長 すみません。なお、5 次行財政改革について、総務課長と財政課長も同席をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それではお願いします。

○三鬼政策調整課長 それでは、時間をいただき、ありがとうございます。政策調整課から報告をさせていただきます。

まず、第 5 次尾鷲市行財政改革大綱及び実施計画につきましては、2 月 1 6 日に開催いただきました行政常任委員会におきまして、進捗を御説明させていただきました。また、その際にいただきました御意見を含め、3 月 1 8 日に開催いたしました尾鷲市行財政改革推進委員会におきまして議論を行い、第 5 次行財政改革大綱及

び実施計画を策定いただきましたので、本日はその報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日は、前回からの変更点を中心に報告をさせていただきますので、御了承ください。

まず、表紙を御覧ください。通知いたします。

今回、尾鷲市行財政改革推進委員会での議論を経て、名称を第5次尾鷲市行財政改革大綱とさせていただきます。

続きまして、目次を御覧ください。通知いたします。

目次には、構成は大きく二つとなっており、1番目、第5次尾鷲市行財政改革大綱の部分と、2番目に、第5次尾鷲市行財政改革実施計画となっております。また、今回、Iの項目の3番目に、今後の財政見通しを新規で追加させていただいております。

続きまして、1ページを御覧ください。

ここには、行財政改革のこれまでの取組として、第1次から第4次までの経緯について記述をさせていただいております。こちらの説明は省略させていただきます。

3ページを御覧ください。

3ページにつきましては、上段の職員数について、会計年度任用職員数も記載してはどうかとの意見がございましたが、会計年度任用職員や臨時職員は、例えば年間に何度か選挙がある年や、同じ人が同じ年度で、複数の課で雇用されることがあるなど、重複して計上されたり、過去には給付金などで一度に多人数を雇用したこともあるなど、状況に応じて短期、通年、重複などがあり、年度においても差があるため、計画内で比較する数字としては適さないのではないかとの考えから、変更を見送らせていただいております。

次、4ページを御覧ください。お願ひいたします。

現在の財政状況で修正部分を御説明します。

5行目以降の表現をより詳細に記載してございます。ちょっと読ませていただきます。「平成22年度から減少傾向にあり、令和元年度では平成22年度比で年間約3億円減少していますが、令和2年度では、国における制度改正に伴い、会計年度任用職員にかかる賃金等が人件費に含まれることとなったため、増加しています。また、扶助費は横ばいで、公債費も令和元年度をピークに減少傾向にある一方、その他の経費では新型コロナウイルス感染症対策に係る社会保障関係経費等の増により、増加傾向にあります。」と修正をさせていただきました。

また、中段の表には、その下の部分に語句の説明を追記し、さらに、下段のグラフには、議会から、人件費の占める割合のグラフに職員数のグラフも記載してはどうかとの意見がございましたので、職員数を棒グラフで追加させていただいております。

続きまして、6ページを御覧ください。通知いたします。

上段におきましては、基金の状況について、「尾鷲市の基金の状況については、ここ10年間では平成23年以降減少傾向にありましたが、令和元年には増加に転じ、令和3年度には10億円を上回る見込みとなっています。」と追記しました。また、各表には語句の説明を追記いたしております。

続きまして、7ページを御覧ください。

こちらが今回追加をいたしました項目の一つとして、3、今後の財政見通しとして、財政課の資料を転載しております。

これは議会の意見で、財政状況の表について、10年後まで記載できないか、財政見通しを記載できないかとの意見がありましたが、5ページ以前の表は、あくまで決算をベースに現在の状況を示したものでありますので、今後の財政見通しという項目を新たに作成し、5年間の収支見通しの表を追記いたしました。また、10年後までということですが、10年間というと長期の見通しとなり、数字の精度が非常に低くなるため、5年間が妥当と考え、財政課において作成した資料を添付させていただいております。

8ページを御覧ください。

これからの行財政改革の欄でございます。ここでは3行目から、「地域的特性等により業務委託や指定管理者の指定の際に競争の原理が働かないことや、施設や資源の集約によるサービスの縮小、新たな行政ニーズに対応できる職員の不足など」の部分を追記いたしております。

また、下から2行目の新たな視点についても、下から3行目に、「加えてSociety 5.0などのデジタル技術の活用や、SDGs・カーボンニュートラルなどの新たな視点も取り入れながら、」という部分を追記いたしております。

続きまして、9ページを御覧ください。通知いたします。

9ページに記載があります位置づけと計画期間の部分でございます。ここでは、下から2行目に、「また、本大綱及び実施計画を確実に達成できるように努めるとともに、PDCAサイクルによる進行管理と計画の見直しを適切に実施し、積極的に取り組みを行っていきます。」と追記いたしております。

また、第5次行財政改革の基本方針の部分では、「従前から取り組んできた組織の合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化などの取り組みに加え、全庁一丸となり日々の業務改善から抜本的な見直しまで様々な具体的な取り組みを実行することで、「第7次尾鷲市総合計画」で掲げるまちの将来像『住みたいまち 住み続けたいまち おわせ』を実現させることを目指します。」と修正いたしております。

続きまして、飛びまして、12ページを御覧ください。ここからが実施計画でございます。

その中の変更点として、カ、デジタル技術活用の推進の（ウ）にあった総務課の窓口事務のオンライン手続の導入検討を削除いたしまして、以下の項目を繰り上げております。また、13ページのキ、業務改善の推進の（ソ）職員提案の推進を追加しました。これらの二つにつきましては、行財政改革推進委員会においていただいた意見を反映した結果となっております。

次、14ページを御覧ください。お願いいたします。

14ページは、定員適正化計画について、議会から、専門家に依頼して、どの仕事に何人かかっているのかを調査すべきではないかとの意見がございましたが、業務については単一ではなく多岐にわたっており、同一人口の他市との職員数の比較や、業務量を勘案しながら検証を進めていくほうがふさわしいとのことから、このことについては記載をいたしておりません。

15ページを御覧ください。

こちらにおきましても、議会のほうから、（ウ）計画的な研修の実施では、プロから学ぶ外部研修OFFJTをきちんと予算を取ってやってほしいという御意見がございました。現在、三重県市町総合事務組合の研修は、無償で多岐の分野、いわゆる専門分野も含みますが、にわたるため、これを活用した研修を増やすよう検討しており、また、項目にない必要な研修があれば、予算を計上して実施していくことをお願いすることとしております。

また、（イ）コンプライアンスの向上という表現が過去にありましたが、これはコンプライアンス意識の向上ではないかとの御意見があり、修正をさせていただいております。

続きまして、18ページに飛ばさせていただきます。18ページを御覧ください。

この項目の現状及び課題の中で、「医師、看護師や技師等の人材や、医療機器などの設備や施設などの医療資源も限られるなかで、地域の関係機関と連携し、医療資源の集約、相互利用を進めながら、いかに地域のニーズに合った医療を提供でき

るようにしていくかが課題となっています。」と説明を追加させていただいております。

また、取組の中で、それら限られた医療資源の中でも、まずは医師について、近隣病院と相互利用の取組を始めているとのことであり、今後、その連携による医師を増やしていきたいとしてございます。

続きまして、24ページを御覧ください。

24ページでございますが、システムのクラウドに関して、スケジュールの表記について御意見があり、令和7年度までの国が推進するガバメントクラウドに移行するため、複数のシステムについて、順次クラウド化していくとのことであり、スケジュールについてもこれに基づいて修正を行いました。

26ページを御覧ください。

こちらでは議会のタブレット端末の活用についてですが、議会からは、表現がこれから導入するような書き方になっているのではとの御指摘があり、修正をいたしました。

続きまして、34ページを御覧ください。お願いいたします。

こちらの業務改善について、職員提案の推進という項目を入れたらどうかという御意見がございましたので、このページを新たに追加させていただいております。

次、38ページを御覧ください。

38ページは数字の修正でございます。市税等の収納対策の中で、指標の市税収納率の目標値を95.5%に修正いたしております。

最後、41ページの変更点を御説明申し上げます。

41ページでは、財源確保策の強化の中で、取組項目に、ふるさと納税制度の推進を追加させていただいております。

以上、説明したものを含めて、なお、今後本計画に基づき具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○南委員長　　主に変更部分についての説明をしていただきました。

御質疑、御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○中村委員　　6ページの一番下の表の主な財政指標の下に用語の説明を書き添えて、非常にありがたいんですけども、後ろの早期健全化基準とか財政再生基準の意味って書いていないですよ。これは入れておいてもらわな非常に分かりにくいですし、これはもうぜひ入れておいてください。

- 南委員長 財政課長、ちょっと今の早期健全と財政再建の基準点の本当の基準をちょっと説明してくれる。
- 岩本財政課長 今、言われました早期健全化基準と財政再建基準につきましては、健全化判断比率の中に出てくるものでございますので、ちょっと意味が分かりにくいということでございますので、財政の用語の説明は入れさせていただきたいと思えます。
- 中村委員 それでは、7ページの市税の見通しと言ったら、今、令和4年ですよ。見通しやったら5年から5年間を出すべきやと思うし、それに、市税が令和3年度から令和7年度で、これが人口が減っていくのに増えていく理由って何か、これは何か書かれたほうがいいのかと思うのですけれども、これについてはどうですか。
- 岩本財政課長 令和3年度の当初予算は、コロナの影響も考えて若干低めに予算を計上してあったという経緯がありまして、その後の4年度から状況を見て、収支予測ではそれよりも増えているということになります。しかし、令和4年度以降については、若干ずつ減少をしていくという予測を税務課のほうでつくっておるんですけれども、そういう予測になっております。
- 中村委員 分かりました。それやったら、ちょっとそういうふうに一言どこかに書いておいていただけたらありがたかったなと思うのです。これが表に出ていって、皆さん見られるときに、何かすごく数字的に不思議やなって思いはるのと違うのかなと思って。
- それと、歳出の扶助費についてなんですけれども、これは令和7年度に増えていくのは、高齢者が増える、子供は減るけど高齢者がこれだけ増えるということですか。
- 岩本財政課長 令和7年度に増えていくというか、一応、令和4年度以降の数字はほぼ横ばい傾向で推移しておるということになっております。
- 南委員長 逆に減っているな。扶助費でしょう。
- 中村委員 これ、横ばいで書いているということなんですか。それやったら、ごめんなさい、この令和3年度というのは、これが低かった。何かコロナか何かですか。
- 岩本財政課長 令和3年度当初予算ですもので、当初予算を立てた以降の状況の変化によって、令和4年度以降の見通しを変えているということになると思うんですけど、ちょっと今、どういう根拠でそうなっているのか分からないので、すみ

ません。

○中村委員　いいです。これ、横ばいということで、ほとんど書かれているということですね。分かりました。

○南委員長　これ、ちょっと一つ確認したいんですけども、令和4年度の一覧表の中で推計という、（推計）なんですけれども、これは当初予算書の数字を上げておるんですか、当初予算書も出ないものですか。

○岩本財政課長　この表自体が今年の12月の定例会のときに示させていただいた数字で、令和4年度についても、予算の数字ではなくて推計の数字になっております。

○南委員長　分かりました。

○中村委員　それでは、その下の収支調整のところの財政調整基金取崩必要額というところは、これはしっかり出てきているんですけども、令和7年度に5億261万8,000円とあって、きれいな数字が出てきているんですけども、ここからは、それと下の都市計画基金取崩しというのが、令和5年度からはもうゼロになっているんですよ。これって、それ以降は何も計画が出されていないからここはゼロで、取崩しというのは、もう支払いが始まるのが分かっているから、これが必ず足りませんよということなんですか。

○岩本財政課長　この令和4年度から7年度までというのはあくまでも推計の数字でありまして、その推計の歳入歳出の差引き額を財政調整基金で調整すると、補填するという意味で書かせていただいております。

それから、都市計画税基金につきましては、以前に余剰金の発生があって、それを都市計画基金として積み立てたんですけども、これについては、もう早期に基金を使いなさいという県からの指示もありますので、令和4年度をもってほぼ全額使い切るというような感じになります。

○南委員長　他にございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　よろしいですので、気づいたことがあったら、また聞いてもらっても結構です。

じゃ、次の事項書2のほう、第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　どうぞよろしく願いいたします。説明員の入替えもよろしく願いいたしたいと思っております。

では、御説明に入らせていただきます。

続きまして、第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、2月16日に開催いただきました行政常任委員会におきまして、その進捗を御説明させていただきましたが、その際にいただきました御意見を含め、これも3月25日に最終の尾鷲市地方創生会議を開催させていただきました。

委員から、この議会の意見も含めまして、活発な議論が行われ、第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が完成いたしましたので、報告をさせていただきます。

こちらにつきましても、前回からの変更点を中心に、まずは説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

1ページを御覧ください。通知させていただきます。

1ページには、第1章、総合戦略の趣旨の4、将来人口の見通しとしまして、1ページから3ページにかけて、現在公開されている最新の人口推計と、令和2年国勢調査結果を基に更新した人口展望を記載させていただいております。

人口推計に関しましては、国立社会保障・人口問題研究所のものでございまして、こちらは平成27年国勢調査を基に推計しているものが最新となっております。

内容につきましては、第7次尾鷲市総合計画と同様に、尾鷲市人口ビジョン改訂版のものを記載しておりまして、尾鷲市の将来推計人口の減少を抑制することを目的としていることが分かるように追加いたしております。

次に、少し資料が飛びますので、15ページに飛ばさせていただきます。15ページを通知いたします。

15ページの御説明ですが、ここには人口減少の抑制に直接的に作用する二つの数値を総合的な指標として新たに追加させていただきました。今回新たに追加した項目は、尾鷲市人口の社会減少抑制数と合計特殊出生率でございまして、これは国立社会保障・人口問題研究所の人口推計の計算にも組み込まれておりまして、直接的に人口減少の抑制に作用する数値であることから、これらを総合的な指標と位置づけ、設けさせていただきました。

なお、現状のまま令和8年まで推移しますと、令和8年の人口は約1万3,641人と推計されており、人口は2,611人減少するとされておりますが、総合戦略における様々な人口減少対策を行うことによって、令和8年の人口を約1万4,327人の1,925人の減少にとどめるということを指標とさせていただいております。

また、この人口減少の抑制を達成し、その後の人口減少を抑制するために必要な合計特殊出生率として、目標値を1.82とさせていただきました。

続きまして、16ページを御覧ください。お願いいたします。

基本目標1の目標指標について御説明申し上げます。

ここでは、稼ぐまちをつくとともに、安心して働けるようにするという事で、市内在住の就業者数と1人当たりの市民所得を上げております。

なお、人口減少とともに就業者数は減少しているものの、戦略に記載された後継者対策、企業誘致、産業の活性化を図る上で、人口減少、少子化の中でも生産年齢人口の増加を目指していかなければならず、現状維持ではなく、少なくとも増加に転じることができるよう、まずは、第1期の総合戦略が開始された平成28年の就業者数を一つの目標との考えから、目標値を6,028人と設定してございます。

また、市民所得につきましては、過去5年間の前年比の平均がおよそ100.3%と微増であることから、少なくとも5年間、前年比1%の増加を目指し、293万1,000円と設定してございます。

17ページを御覧ください。17ページの変更点を御説明申し上げます。

地方創生会議での意見として、週末兼業農家の推進などの施策を記載してはどうかとの意見から、黒丸の四つ目の農業従事者の確保を追加させていただきました。

19ページを御覧ください。通知いたします。19ページをお願いいたします。

19ページも同じく地方創生会議でいただきました意見から、黒丸の二つ目の販路の開拓支援につきまして、ICT技術を活用した非対面と農業体験とが同じ文中に記載されていたものですから、整理して記述を修正いたしました。また、KPIの対象鳥獣捕獲頭数は、総数が分からないため被害報告件数などに改められないかとの意見がございましたが、尾鷲市鳥獣被害防止計画に記載のある捕獲数を目指すということで整理をさせていただきました。

続きまして、22ページにお飛びください。22ページをお願いいたします。

こちらと同じく、地方創生会議におきまして、KPIの1行目、団地化とあるが、活用森林面積の何%に当たるか記載できないかとの意見がございまして、市の民間所有人工林約6,500ヘクタールのうちと追記させていただいております。

次、隣、23ページを御覧ください。

こちらについてもKPIの修正でございます。KPIの1行目、市有林の搬出量についてKPIとしておりましたが、市有林の管理面積と変更し、市有林のうち、経済林、約1,000ヘクタールにおける間伐等の施業面積と追記させていただい

ております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

27ページでは、アオリイカ産卵床の設置基数につきまして、KPIとしてはどうかとの意見がございまして、これを整理して削除を行い、また、KPIの3行目の調理体験の欄でございますが、調理体験のクラス数について、全体の数字を記載できないのかとの意見から、全体数を追記させていただいております。

続きまして、28ページ御覧ください。

28ページの黒丸の一つ目でございます。2行目に、協議会を発足させというところをスケジュールに記載できないかとの御意見がございまして、スケジュールの項目の1行目に、伴走型支援に向けた協議会という項目を追加、令和4年度に発足する旨を追記いたしました。

続きまして、30ページを御覧ください。お願いいたします。

30ページ、黒丸の三つ目です。延伸された高速道路の活用におきまして、まずは、三重県内の中勢・北勢地域の販路開拓を記載したほうがよいとの御意見がございまして、2行目に、「県内北・中勢部や」という言葉を追記いたしております。

続きまして、33ページを御覧ください。お願いいたします。

33ページ、中段のスケジュールについて、具体的に記述できないかとの御意見を受けまして、スケジュール内容を御覧のとおり、具体的な方向性に改めて記載を行いました。

続きまして、35ページ、お願いいたします。35ページ、基本目標2でございます。

こちらでは、繋がりを築き、新しいひとの流れをつくるということから、転入者数を目標指標に設定してございます。

これに基づきまして、次の36ページを御説明申し上げます。36ページを御覧ください。

黒丸の二つ目、移住スタイルが多様化しているということに説明を求める文書はどうかという意見がございましたので、テレワークやワーケーション等、時代の変化に応じた柔軟な働き方を実現するために移住スタイルが多様化しているという言葉を追記させていただきました。

続きまして、飛びまして42ページを御覧ください。お願いいたします。

42ページ、基本目標3、結婚・出産・子育ての希望をかなえるということで、目標指標といたしまして、毎年実施させていただいております市民アンケートの項

目のうち、子育て支援の満足度と地域医療体制の満足度、この二つを目標指標に定めさせていただきました。

こちらは、市民アンケートの結果でも重要度が高いと回答した率が高く、この満足度を上昇させることで子育て環境が整っていくことと考え、設定いたしました。目標値といたしましては、第7次尾鷲市総合計画で掲げるまちの将来像を実現するために設定しました数値と合わせ、子育て支援の満足度を3.00ポイント、地域医療体制の満足度を2.60ポイントと設定いたしております。

続きまして、隣、43ページを御覧ください。

43ページにおきましては、スケジュールについて、令和4年度に空欄がございましたので、検討や準備を行うのであればスケジュールに記載すべきとの御意見があり、御覧のように追加、修正を行っております。

45ページを御覧ください。お願いいたします。

KPIの2行目、未就園の3歳未満の地域子育て支援センターの利用率について、基準値の13%に人数の割合を追記させていただいているのが変更点でございます。

47ページを御覧ください。

KPIにございます情報冊子の配布率を改め、子育て支援情報冊子の認知度に修正をいたしておるのが変更点でございます。

続きまして、49ページ、基本目標4に移らせていただきます。

基本目標4、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくるということで、毎年実施の市民アンケートで住み続けたいと回答した割合を設定させていただきました。

基本目標4は、枠組み的にもほかの目標に比べ幅広く、尾鷲市に住んで、住み続けていくためには、必要な機能や魅力を高めていく項目が多いため、この目標を設定させていただきました。

50ページを御覧ください。お願いいたします。

50ページ、特定健診の受診率の向上が健康づくりには重要であり、受診率の向上を目指し、健康増進の推進が必要だとの記載をしてはどうかという御意見が地方創生会議でございまして、黒丸の三つ目及びKPIの3行目に、特定健診の受診率の向上についてを追記いたしております。

続きまして、52ページを御覧ください。お願いいたします。

重層的な取組について記載してはどうかと議会から御意見があったことに伴い、黒丸の一つ目、本文6行目以降に、重層的支援の取組について追記いたしております。

す。

56ページを御覧ください。お願いいたします。

56ページの黒丸の二つ目、AIやキャッシュレスについては、いきなりというのは難しいと思うので、一つでも実現可能なものを記載してはどうかということが地方創生会議で御意見がございまして、グーグルマップなどのウェブサイトでの、ほかの公共交通などとの一括で乗り継ぎルートが検索できるようにするなど、標準的なバス情報フォーマットを活用して提供できるようという項目を追記いたしました。

また、KPI1行目のふれあいバスの利用者満足度について、満足度の数値をゼロから5の5段階とし、基準値、目標値、ともに修正をいたしております。

57ページを御覧ください。

57ページにつきましては、インバウンド対応の多言語化を取り入れてはどうかとの意見から、本文の5行目以降に、インバウンドへの対応を追記させていただいております。

続きまして、58ページを御覧ください。

こちらに記載のセラピスト同行ツアーは、市でやるのか観光物産協会がやるのか分かりづらいとの御意見がございましたことから、黒丸の一つ目に、観光物産協会が実施し、市が協力、支援するという形に修正、明確化いたしました。

59ページを御覧ください。

こちらにある修正点は、KPIの2行目でございます。2行目に、維持保全活動のKPIを追加してはどうかとの御意見から追加いたしております。

最後、飛びまして、62ページをお願いいたします。

62ページのKPIの1行目について、尾鷲体験メニューの開催回数と修正いたしました。

また、KPIの2行目、ホームページの閲覧回数などをKPIに入れてはどうかとの意見から追記いたしております。

修正点の説明は以上でございますが、本戦略や第7次尾鷲市総合計画に活用しました尾鷲市人口ビジョン改訂版も本日、参考資料としてつけさせていただきましたので、御参考いただければと思います。

報告は以上でございます。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

後ろのほうに水産農林課、商工観光課、福祉保健課等の各課も控えておりますの

で、よろしくお願いたします。

それでは、御質疑、御意見のある方、御発言。

○小川委員　今ちょっと、ざくっと説明いただいたんですけども、この間、ゼロカーボンシティ宣言を市長がされまして、それのところが、今まだ、これから、もうこれ、決まりですよ。次回、途中で書き入れるのかどうか。入れておいたほうが事業がしやすいんじゃないかと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○三鬼政策調整課長　その辺は、水産農林課をはじめ、環境課も含め、市全体で取り組む案件ですので、その辺は随時対応していきたいと思っております。

○小川委員　それと、一般質問でも言わせていただいたんですけども、国のデジタル田園都市国家構想、あれ、この地方まち・ひと・しごと総合戦略のこれからのもう基礎というか、そういうふうになってくると思うんですけど、そういう記述が何もないんですけども、これから精査していくということなんでしょうか。

○三鬼政策調整課長　確かに次の動きを目指して、先駆的な取組であるとか、いろんな横展開も含めて、新たな視点で取り組まなければいけませんので、現時点ではそこまでちょっと整理がされておられませんので、今後検討させていただきたいと思えます。

○小川委員　この戦略というのは、地方創生の交付金に絡んでくることで、田園都市構想というのは、それはまた別口の交付金があるんですよ。両方取れるように何とか努力をしていただいて何か記載できるよう、次回でも記載できるようにお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○三鬼政策調整課長　確かに交付金を有効に活用しながら、例えば複数で兼ねられるものもあるという理解をしておりますので、その辺につきましては、先日、定例会で、一般質問でいただいた資料の中でも私たち認識しておりますので、そういうことは心がけていきたいと思えます。

○小川委員　もう一点。DXのところも、68ページ、これなんか特に田園都市構想のど真ん中だと思うんですけど、その点は何も考えていないですか。

○三鬼政策調整課長　確かに、先ほど御説明申し上げました行財政改革にも通じるところで、情報化というのは尾鷲市の人口、業務量、それに合わせて、どういうところに取り組んでいくのかが今後効果的なのかということところは、現在ちょっと私どもの課を中心に対応しなければいけない項目でございますが、その辺が今後整理できてくると、一歩進んだ形での、こういう有利な交付金を活用した新たな事業が展開できる可能性を秘めていると思えますので、今はこれ、まだちょっと具体的に

どういふことをするのかがDXにつながるのかという議論がまだ十分にできていない段階ですので、それは早急に進めたいと思います。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員　これ、今回、3年度の監査でいろいろ指摘されていることがいっぱいあるんですけども、その指摘の内容等、これの整合性というのか、取り入れてちゃんとPDCAができているのかなというところがあるんですけども、5年に1回つくるんですか、何かもうちょっと反映していただけたらありがたかったなと思うんですけども、各課。

○三鬼政策調整課長　御意見の御趣旨というのは、具体的にはどういふことを指されているのか、教えていただければありがたいです。

○中村委員　ごめんなさい、具体的と言われてあれなんですけれども、スケジュールの立て方とか、その書き方というのが何かすごくほあんとしているのばかり。この前から比べたらすごーいちゃんと書いてもらっているんですけど、まだ何かほあんとしているなというのがあるって、スケジュールの書き方とかをもうちょっと工夫してってほしかったなというのがあるんですけど。

○三鬼政策調整課長　確かに地方創生会議の中でも、今日の修正項目で御説明したとおり、スケジュールについて、もっと具体的にできないのかという御意見があった項目もございまして、それにつきましては、担当課を中心に、現在でき得るスケジュール化はさせていただいていることは御理解いただきたいのですが、これを例えば事業に既に落とし込んでいるものもあれば、今後落とし込んでいくものもございまして、そういう中で、やはり実施計画なり予算化におきましては明確にして、またお示しさせていただきますので、現時点でのスケジュール感は、地方創生会議の中でも十分御意見いただいた中で整理させていただきますことを御理解ください。お願いいたします。

○南委員長　よろしいですか。

じゃ、他にございませんか。

○内山副委員長　56ページの今説明のところ、グーグルマップを使ってというようにちょっと説明がされたんですけども、以前、私もグーグルマップのことで早田に行くときとか、そういうのが使えていないもので、担当課のほうに問合せ、グーグルはどうなんですかって、一遍尋ねたことあったんですけど。それから、実際にはもうグーグルのほうに契約というのかな、そういうのもされたんでしょう

か。

○三鬼政策調整課長　　私たち、また公共交通計画もいずれ御説明申し上げますが、令和3年度に公共交通計画を策定させていただくときに、地域の公共交通の課題をどう整理するかには、基本的には定時定路線の交通を充実させるとともに、いろいろな交通手段を組み合わせることが非常に有効だと考えておりますが、地域住民の方の毎日の足であるとか、または観光客の方の乗り継ぎも含めて、その辺はここに出させていただいた提案を一つ一つしていかないと満足度が上がっていかないなというところは合致しております。ですけど、今、副委員長おっしゃられたようなところまで、まだちょっと入れていないのが現状ですので、今後どういうふうにしていくかは、そういう公共事業者とか、公共事業者との新しいサービスをつなぐ企業ともお話は複数させていただいておりますので、その中で一つずつ確立させていければと思っています。

○内山副委員長　　グーグルのほうは、観光客というか、私らでもそうなんですけど、一番利用が多いので、そのところはちょっと早急にお願いしたいところですので、よろしくをお願いします。

○南委員長　　他にございませんか。

○西川委員　　26ページの、ここに漁場の保全って書いていますよね。よく新聞で子供たちがヒノキの産卵床をやっておるといふのを見るんですけど、これって、漁業者よりほとんど釣り客のほうがどこでも釣れますよね。漁業者はブランド化、今、尾鷲、やっていますよね、アオリイカ。それを漁業者だけが釣れるようなところというのをつくったほうが。漁場の保全ということになったら、レンタルボートとかプレジャーボートの制限とかも考えていないんですか。

○芝山水産農林課長　　西川委員の御指摘、御助言につきましては、今現在、アオリイカの産卵床を設置している場所につきましては、一番定着しやすい場所、エリアというのが、ここずっと取組を続けてきている中でもうほぼ決まってきました。それが今、数としては100基ぐらいになっておりまして、新たな場所の開発というのも今後検討はさせていただきたいのと、それと、今、御提案いただきましたような形で、漁業者だけの、いわゆるポイントの創設ということにつきましては、ちょっと県のほうの漁業権の関係もいろいろ調査をさせていただきながら、今後のまた検討課題にさせていただきたいというふうに思います。そういう提案も、そういう漁業者向けの取組というものをしていくことについては、私たちも積極的にやりたいというふうに思っています。

- 西川委員　　そうでないと、産卵床を植えた場所がポイントになってしまって、逆に卵を産みに来るイカを取ってしまうということになるので、ちょっとそんなのも検討をまたしてください。
- 小川委員　　関連しまして、漁業法上、営利目的じゃなかったら止めることができないですよ。禁漁区をつくったところで、釣りに来た人が営業目的じゃなかったら止めることは、漁業法では無理なんです。そうですね。
- 芝山水産農林課長　　今、小川委員おっしゃるとおり、漁業法のほうの関係も、今の西川委員さんの御指摘も含めて調整する必要があると思います。区画漁業権とか、そういう漁業権の権利の関係も出てきますので、その辺りも含めて少し検討はさせていただきたいと思います。
- 小川委員　　区画漁業権の場合は一定の区域内でできますけど、入った場合には住居不法侵入としているような罪に問われますけど、海というのは誰のものでもないの、漁業法上、営利目的じゃなかったら誰でも、日本国民なら誰でも入れるという、漁業法にちゃんと書いてありますので、それを規制するというのはなかなか難しいんじゃないかと思います。
- 西川委員　　以前、須賀利の地区で禁漁区ってありませんでしたか。須賀利の磯で渡船屋が上がれない、遊漁者は上がれないというところがありましたよ。
- 南委員長　　小川委員、あった。寺島問題やな。
- 小川委員　　西川委員と議論するあれじゃないですけど、結局裁判をしても漁師の方が負けるんですよ。海は誰のものでもないという、漁業権というのは、禁漁区設定をしても営利目的じゃなかったら構わんというふうになっていますので、度々あちこちで問題が起きていまして、裁判を起こしても絶対負けていますので。
- 丸茂水産農林課調整監　　小川委員のおっしゃるとおり、営利目的じゃない遊漁、いわゆる釣りという漁業というのは、一応規制はできないということになっておりまして、ただ、ほかの漁業者の漁業の妨げになるようなというようなことがあればちょっと御遠慮していただくというか、そういった漁業の妨げにならないようにという条件は必要になってくるんですけども、だから、そこら辺の調整というのがすごく難しいというか。なので、関係者とよく相談して考えていきたいと思います。
- 西川委員　　モラルの問題なんです。一生懸命、釣り客のためじゃなく、漁師さんのためにつくるんでしょう。それを啓発する、モラルを啓発で、あとはその人のモラルの問題ですよ、やるもやらないも。それぐらいの運動はあったらどうですかということをおっしゃるんですよ。

○丸茂水産農林課調整監 おっしゃるように、モラルというのは大事だと思います。遊漁というのは、一般の人が自由にできるものなんですけれども、漁業者の妨げにならないという、そういった兼ね合いというか、そうしたモラルというのは大事だと思っておりまして、一応漁港とかに看板とかは設置して、こういった、例えば業者の妨げにならないようにとか、そういったことは啓発しているんですけれども、ただ、釣り客というのも産業にとってはすごく大事なものなので、うまく、いさかいが起らないようにというか、そういった関係で、漁業者も釣り客も、みんなが楽しめるようなというか、そういったふうに関係者と調整していきたいと思っております。

○西川委員 じゃ、僕もこの夏からイセエビ釣りに行ってきますわ。

○芝山水産農林課長 いろいろ御指摘ありがとうございます。先ほど調整監も申し上げましたように、例えば区画漁業権、共同漁業権とか、権利の設定も含めまして、各漁港には漁港管理員さんもおみえになりまして、その遊漁と漁業者との調整というものも、我々も各漁協、それから管理員さんを含めてさせていただいておりますので、今、西川委員言われたような、漁業者のための、例えば放流事業にしても、こういう産卵床設置事業というようなものについても、本来やはり業者のものになっていくべきものというものは当然でございますので、そういったことも含めて、今後、我々も調整をしっかりとさせていただきますので御了解ください。

○南委員長 他にございませんか。

○中里委員 まち・ひと・しごと創生総合戦略の冊子2の47ページで、重要業績評価指標なんですけれども、これは、子育て支援情報冊子認知度というのは知っているかどうかの指標ですかね。

○東福祉保健課係長 この項目につきましては、健診時、1歳半健診の中の間診項目に入っている項目でございます。この情報を御存じですかという項目がございますので、それに関わる集計でございます。

○中里委員 冊子自体を知っているかどうかということですか。その中身、すみません、分からなくて。

○東福祉保健課係長 この情報冊子を御存じですかというか、中身をというか、御存じですかという、必ず母子手帳交付時と、それから、乳児家庭全戸訪問のときには御説明してきておりますので、この冊子を御存じですか、中身全体というよりはこの冊子を御存じですかという問いになっております。

○中里委員 分かりました。その知っていることが今、2年度で83%ぐらいあ

るということを知ってどうされるつもりですかね。

○三鬼政策調整課長 この事業評価、先ほど修正項目としても御説明したんですね。配布は100%させていただいているので、それをどう御覧いただいて、どう役立てていただけるかでないとKPIの設定としてはふさわしくないですねという議論から始まっています。ですので、福祉保健課の保健師が説明したように、やはりこれに書かれていることを、内容を知っていただいて、利用していただいて、確かに御覧いただいて、興味深く見ていただける方と、一度お読みいただいて、その後、あまり活用されない方もいらっしゃるのは現実だとは思いますが、そういう中で、一つ一つ保健所が関わる中で、やはり子育て支援の充実に向けた非常に重要な冊子ですので、これを活用していただきたいという思いから、KPIの設定をしているということで御説明申し上げました。

○中里委員 分かりました。

ちょっと細かいことなんですけど、同じページで、子育て情報の発信強化の文言に、市ツイッターなどを活用しとあるんですけども、その下のスケジュールには発信強化って書いてあるところ、SNS及びって入っているので、ここ、SNSでもいいんじゃないかなと思いました。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

○三鬼政策調整課長 私ども政策調整課で情報発信の取りまとめをさせていただいて、やはりツイッターを中心に、非常に多くの子育て情報は担当課中心にさせていただいておりますので、これをメインにということところがちょっと前面に出ていますが、基本的にはSNS全般にということが正しいと思いますので、そういう方向で改めたいと思います。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○内山副委員長 49ページなんですけれども、目標指標の中で、真ん中、住み続けたいと回答した割合、10代から50代で43.5%、目標値71.8%なんですけれども、43.5%の裏づけ、アンケートやね、これ、裏づけ。それから、71.8%に上げるためのどういうふうになっているのかというのが、これ、ひょっとして1番のことなのかなと。ちょっと分からないんですけども、そこら辺の関連性が。

○三鬼政策調整課長 こちらにつきましては、注釈の1及び2に、確かに第7次尾鷲市総合計画の計画期間10年において、住み続けたいと思える答えの割合を1

00%にすることを目標として、令和8年度までの数値を掲げさせていただいているのが80.2%でございます。それに倣って、ほかの年代別の割合の、現在の集計も含めて、そこを照らし合わせて、案分といたらちょっと失礼ですけど、そういう形で組み合わせていただいていますので、現実、現状値の63.2%に対して、43.5%が10代から50代、60代以上が77.3%という現実がございますので、それも含めて、総合計画の10年間の、いわゆる目標値に合わせて設定させていただいております。

○内山副委員長　その理由はよく分かったんですけども、具体的な、上げる、総合計画のほうにもありましたけれども、それを1のところでもっと分かりやすく書いてくれたらすごく分かりやすいなとちょっと思ったので、意見させてもらいました。

○三鬼政策調整課長　確かにこちら基本目標4が範囲も広いことから、こういう目標指標にさせていただきました。これを上げるも下げるも、やはり総合計画に掲げることを、全体としては一つ一つの取組が初めて達成されて、こちらが上がってくるものとありますので、確かに上に表現してあるものらも含めて、やはり全体を底上げしていかないと、これにはたどり着かないですので、そういう意味で基本目標4が割と広い範囲のことを整理するためにこういう目標にしてありますので、それを上げるためには努力していきたいと思えます。

○南委員長　よろしいですか。

じゃ、1点だけよろしいですか。30ページと32ページに関わるんですけども、32のほうからいくと、みえ海洋深層水の安定云々、利用促進ってあるんですけども、この海洋深層水事業をしてから十四、五年経過するんですか、三十数億の巨額を投資して、やはりいま一度、原点に戻って、本当に食を活用した販路拡大等、以前やっぱり全てを海洋深層水に絡めて、尾鷲の商業の方が一生懸命頑張ってくれた経緯がありますので、いま一度、やはり原点に戻って、もう一度海洋深層水の利用方法なんかを見直してみる必要があるんじゃないかなという思いがいたしますので、今後におかれましてもよろしく取り組んでいただくようお願いをいたします。もし何かあれば、課長のほうから。

○森本商工観光課長　御意見ありがとうございます。深層水に関しましては、たくさんの御意見をいただいているところがございます。昨年度、通信販売事業、新たな形で販路拡大を目指す形で事業展開をさせていただき、条例改正も含めてさせていただきますところがございます。

通信販売事業に関しましては、確かに量的にはたくさん出ない、収益としてもそれほど大きくはないんですが、全国にみえ尾鷲海洋深層水、こちらのほうをPRできるというふうに考えておりました、まずは、そういうPRの段階から始めさせていただいた上で、知っていただいた方が、企業様が、私どものほうに御相談していただくとかいう窓口になればというふうには思っておりますので、委員長おっしゃるように、地道なところからPRというふうなところから進めたいと思っております。

○南委員長　　よろしくお願ひします。

じゃ、よろしいですか。

○小川委員　　28ページのところで、これ、大事な問題だと思うんですけど、事業承継の問題はこれに含まれるんですか。人材育成の支援のところに含まれると考えればよろしいですか。

○森本商工観光課長　　小川委員のほうから、一般質問等でいただきました事業承継につきましても、しっかりと県と連携しながら進めていくというふうにお答えさせていただいたとおり、我々としてもしっかりと窓口を持って対応させていただきたいと思っております。

こちらのほうの人材育成等々につきましても、そちらのほうは伴走型支援のほうで、そちらの方が販路拡大するに当たってのどういう手法がいいのかというような、まず、研さんしていただく部分を人材育成というふうにはここでは表現させていただいているところなんですけれども、全般的に、いわゆる販路拡大に当たっては、全ての方が対象となっておりますので、事業承継の部分も、当然なかなかその中で紹介させていただいたり、窓口を持っておるということをしっかりと紹介させていただきたいというふうに考えております。

○小川委員　　もし事業承継の交付金を取りに行く場合は、実施計画のほうできっちりと細かく書き込んでいくというふうに理解すればよろしいですか。

○森本商工観光課長　　実際のところ、今、計画を検討しておるといような状況でございますので、その際にはまたよろしくお願ひ申し上げます。

○南委員長　　ここで休憩いたします。再開は11時10分からいたします。

(休憩　午前10時59分)

(再開　午前11時10分)

○南委員長　　休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、尾鷲市地域資源活用総合交流施設についての説明を課長からお願いいたします。

○森本商工観光課長 商工観光課でございます。よろしく申し上げます。

それでは、地域資源活用総合交流施設夢古道おわせに係る御報告のほうをさせていただきます。

まず、最初でございますが、公の施設でございます夢古道おわせの指定管理者の不適切な経理処理が判明したことが起因となりまして、今月1日から休館になったことで、多くの利用者の皆様、関係者の皆様に御迷惑をおかけしていただいております。担当課として改めておわびを申し上げます。申し訳ございません。

今後の担当課の対応について御報告申し上げます。

これまで指定管理者に対しまして、事業報告、実績報告、決算書類の提出を求めるとともに、モニタリング評価により、事業の実施状況や収支状況を確認してまいりましたが、会計帳簿と支払い根拠資料、こちらのほうまでは確認していない状況でございました。

今後につきましては、総勘定元帳、現金出納帳を含む会計帳簿と支払い根拠資料との突合、こちらのほうを指定管理者における会計担当者、そして、責任者の同席の下、定期的な実地調査を行うこととしまして、適正な会計処理が実施されていることを確認してまいります。

実地調査を行う上で、当課の体制をしっかりと整え、指定管理者と連絡会議、こちらのほうを定期的に実施し、運営上の課題など早期に双方で共有いたしまして対応に取り組む、こういったことで再発防止のほうに努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、結果的にこうした状況になったこと、担当課としてしっかりと反省し、改善した上で、今後は、指定管理者とともに尾鷲の集客交流拠点である夢古道おわせにおける適切な運営に取り組み、来訪者の皆様、市民の皆様に喜んでいただける施設運営に取り組んでまいります。

それでは、資料に基づき、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者選定に係るスケジュールについて御報告申し上げます。

資料の1ページ、資料1を御覧ください。

指定管理者の選定に向けて、スケジュールのほうを御報告申し上げます。

来週でございますが、12日に、条例に基づきまして選定委員会のほうを設置し、開催し、募集要項の審査を行って、14日から25日までの申請書、募集要項の配

布期間、質問受付期間といたします。申請書の受付は、配布開始の14日から28日までといたします。それと並行しまして、14日から21日まで現地説明会の申請受付、翌22日に実施予定としております。指定管理者候補団体の選定につきましては、来月の5月11日にプロポーザルのほうを実施しまして、条例に定める選定基準に合致した候補団体を選定いたします。その後、議案として上程させていただき、御承認いただきましたら、基本協定、年度協定を締結し、速やかに営業再開へとつなげてまいりたいと考えております。

次ページのほうを御覧ください。

続きまして、14日から公募のほうをさせていただきます尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理者募集要項（案）についてでございます。

募集要項の（案）の構成といたしましては、指定管理者募集の目的、施設の概要、指定管理者が行う管理の基準、管理運營業務の範囲及び基準、指定管理者の指定の期間等となっております。

今回、指定管理者を募集するに当たりまして、条例で定める夢古道おわせの設置目的や指定管理者が行う業務に関しまして、基本的な部分につきましては前回の募集要項を踏襲いたしまして、申請書配布等の日程の変更と、申請を検討している団体に会計処理や財務報告の信頼性、法令遵守を求める内容を加筆させていただきました。

変更及び加筆した部分は赤字下線で示させていただきます。

4ページの（6）を御覧ください。

関係法令等の遵守の項目では、「信義を重んじ」「誠実に」と、「オ 会社法、法人税法、金融商品取引法、企業会計原則のほか関係法令等」、こちらのほうを加筆いたしました。

次に、6ページでは、人員配置・組織等に関する事項に、「（オ）企業（団体）の公正妥当な会計の確立等」を加筆いたしました。

同じく6ページの5、指定管理者の指定の期間では、指定の期間を「協定締結の日」と変更しております。

以降、8ページ、9ページ、10ページ、11ページでは、先ほど御説明いたしましたスケジュールの内容に合わせた形の日程のほうを変更させていただきます。

指定管理選定に向けてのスケジュール及び尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理募集要項（案）につきましての御報告は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑、御意見のある方。

○西川委員 この前31日に説明がありましたよね。あのとき、僕ら何のことを言っておるかさっぱり分からなかったんですよ。皆さん結構議論されていて、僕ら全く聞かんで、結局、後から新聞で内容を詳しく知ったことになるんですけど。あのとき、たしか条件を満たせば、元の指定管理者も可能だということ言われていましたけど、幸いうちのところはまだやられたことがないんですけど、土木関係では、最近でも堰堤がありましたよね、間違ったところに造っていて、指名停止6か月。そんなようなペナルティーもなく、そんなところを受けさすのはおかしいんじゃないかなと思って。

あと、僕もちょっといろいろ調べてみました。ぱっと見て、夢古道おわせ株式会社概要、これ、ネットで拾いました。いまだに亡くなった人が役員で登録されています。こんな会社、信用していいんですか。亡くなった方は今でもホームページで見られますよ。これは監査以前の問題じゃないんですか。そのところ、ちょっと詳しく聞かせください。僕ら、寝耳に水やったものでね。

○森本商工観光課長 前回の選定に関しましては、株式会社熊野古道おわせのほうの申請をしていただいて、申請書類を提出していただいて選定して、そちらのほうの選定した結果に基づきまして、仮協定のほうをちょっと結ばせていただいたところでございます、その仮協定を結ばせていただいたあたりに、指定管理の議決案件を上程させていただく予定でございましたが、そちらのほうをまず取り下げさせていただいたという経緯でございます、4月1日からの指定管理に関する協定は結ばなかったという状況が31日のほうで報告させていただいた中身となっております。

会社のほうのそちらのほうの内容につきましては、次回、もし仮に選定のほうを目指して公募していただけるのであれば、そういった中身もしっかりとチェックして臨みたいと思っております。

○西川委員 僕らもいきなり突然言われたら調べる時間が要るでしょう。それで、僕は白黒したいほうやから、直接、支配人本人に電話で尋ねました。これ、監査があったのは3月18日ですよ。監査日、3月18って書いてあるよ、これ。3月31日のあれで。令和3年度の……。

(「報告があったのは3月30日」と呼ぶ者あり)

○西川委員 この令和3年度の監査の結果を僕、ネットで拾ったら、令和4年3

月18日ってなっておるんですけど、ネットで見てください、また後で。そのときに支配人に聞くと、役員会以前に、ある市会議員が指定業者のところに来て、とにかくまたおまえのところやらせてやるから、こいつを首切れというようなことを言っていましたとか言っておったで、それ、市長とか知っておるんですか、そういうことは。そういうことを直接聞いたもので……。

- 南委員長　西川委員さん、ちょっと今の議員が云々という話、根拠のある話じゃないですので、この場の発言はふさわしくないと思っていますので、控えていただきたいと思います。
- 西川委員　根拠がちゃんとありますので。出してもよかったら出しますけど。
- 南委員長　それは別段として、今回は熊野古道おわせがこういったいろんな監査事務局のほうから指摘をされて、今回仮契約を結んでおったのにもかかわらず、市長が前回の委員会で、契約は破棄させていただいたということは明確に前回の委員会で述べられて、再募集を早く、1日でも早く再開してほしいという市民の声がたくさんあります。よって、熊野古道おわせに限定するのではなく、幅広く公募するという意味での今日は委員会でございますので、それを中心にお願いいたします。
- 西川委員　だから、今日2回目ですよ、この前報告があって。だから僕は質問しておるんですよ、2回目だから。その前に知っておった方もおるんでしょう。僕らは知らなかったから、僕は勉強しましたということを行っています。
- 南委員長　課長、何かありませんか。
- 森本商工観光課長　こちらのほうの報告に関しましては、まず、早期の開業に向けて、営業再開に向けて、できるだけという思いがございまして、このスケジュール感で公募という形を取らせていただいて、しっかり申込みを受け付けさせていただいた上で選定に臨みたいというふうに考えております。
- 西川委員　募集が集まらなかったら、早期にやりたいというんだったら、市の直営は考えないんですか。
- 森本商工観光課長　募集をさせていただいて、確かに応募がなかった場合にはそういった部分を考えないといけないと思うんですけども、ただ、物すごいハードルが高く、越え難い課題とか、職員に関しては出てくると思います。ですので、早期の直営による開業というのは、なかなか難しいんじゃないかというふうには思っております。
- 西川委員　そうしたら、こういう、僕、4年分の監査の資料を見せてもらいましたが、いつもこれを指摘されていますよね。そういうところがもし手を挙げて、

そこしかないからといってそういうところへ行くんですか。これ、役員さんを見たら、商工会のメンバーばかりじゃないですか。

○森本商工観光課長 監査の指摘事項で毎回していただきまして、結果的にこういった事態を招いてしまったことは、管理させていただいている私ども担当課としても猛省すべきだというふうに思っておりまして、今後、そういったことが起こらないように、我々としてもしっかりと体制を整えた上で臨みたいというふうに考えておりまして、当然のことながら次期指定管理者にも、我々はこういう経緯があったということをしかりと伝えた上で、指定管理者とともに適切な運営に努めたいというふうに考えております。

○西川委員 僕は、古道の湯は利用しないけど、ランチバイキングはよく行ってたんですよ。ランチバイキング、全然関係ないのに巻き添えですよ。そして、僕はいつも判こを押してもらっていました。それをためるのがすごく好きでした。そんな市民も多くおるのに、じゃ、ランチバイキングは担当者が替わりました。その判こはどうなりますか。市民の方にどうやって説明しますか。

○森本商工観光課長 ランチバイキングが休業、併せて休館したことによって、ともにあちらのほうも利用できなくなってしまったことに対して、物すごく申し訳なく思っているところがございます。そちらのほうのランチバイキングの利用者の方に関しましても、我々としては、指定管理者にこの施設全体の運営をお任せしている状況で、指定管理させていただいている状況で、我々としても直接はさせていただいていないところがございますので、今まで御利用になったポイント等々ですか、どういった形になるかはあれなんですけれども、ちょっとまだ我々のほうとしては何とも言い難いところがございますので、その点につきましては、前指定管理者のほうにお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○西川委員 管理者じゃなく、市民の皆さんに謝罪しておいてください。

○森本商工観光課長 本当にこういった事態を招いたことに対しまして、先ほども申し上げましたとおり、管理の部分に関して怠った部分があるというふうに監査のほうでも指摘いただいておりますので、当然のことながら、しっかりと改善した上で運営のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

○南委員長 募集スケジュールは当然のことなんですけれども、新たな募集要項（案）、4月12日に選定委員会をするということでまだ固まっていないわけなんですけれども、特に募集要項のほうで気づく点があれば。

○中村委員 その前に、まず、指定業者について、ペナルティーは一切ないとい

うことで尾鷲市はやっていかれるんですね。

○森本商工観光課長 実際のところ、応募していただいた段階で、申請を受け付けられるかどうかというのはしっかりと精査させていただきたいというふうには思っております。

○中村委員 いや、そうじゃなくて、普通、不正使用があったら、公金の不正使用って3倍返してくれとか、それとか6か月の指名停止とかというペナルティーがあるんですよ。そうやから、それはないんですかとお聞きしています。

○下村副市長 私もその辺、ちょっと調べさせてもらいまして、条例のほうを見せていただいたんですけど、やはり施設、設備を故意または重大な過失で損傷させた場合、損害賠償という項があるんですが、こういったことはちょっと想定されていなかったということで、今後協定のほうへそういった文言を書き入れられるかどうかは弁護士さんに確認しながら、追記できないのかということは担当課のほうに指示しております。

○中村委員 それでは、申請資格の中の法第244条の2第11項の規定により尾鷲市または他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人でないことというのがあるんですけども、この場合、今、問題のある法人はこれに該当しますか、しませんか。ページ数は7ページです。7ページの申請資格(1)のア。

○南委員長 会社法ね。

○森本商工観光課長 こちらのほうなんですけれども、指定管理を取り消したというふうな部分ということは明記させていただいているんですけども、指定管理のほうは3月30日、年度末まで指定管理のほうを継続していただきました。4月1日からは、まず協定を結ばせてはいただいているんですけども、指定管理には議決もございますので、そちらのほうはまださせていただけなかったという部分で、該当のほうは入らないというふうに解釈いたします。

○中村委員 分かりました。

それでは、まず、その監査のところで、3年度の監査をしていただいている、非常に丁寧にいただいているんですよ。それで、夢古道おわせについて、担当課に関して要望事項が出ていますよね。当該施設においては、開業から15年が経過し、各種業務内の整理が必要でないかと考える。具体的には、市の指定管理業務における管理業務、指定業務、自主業務に分けられたいと書かれておられますよね。にもかかわらず、今回業務に関して全くフアジーな書き方で、また出されておられ

るんですけども、これに関して、このような分かりやすい募集をする、まず条例の改定は全く考えられないんですか。

○森本商工観光課長 監査のほうで指摘していただいています、いわゆる会計処理の部分のほうなんですけれども、こちらのほうに関しましては、基本協定、年度協定のほうでしっかりと明記して臨みたいというふうに考えております。

○中村委員 もともとこの書き方が訳が分からへんから、管理するのが非常に難しく、平成27年に、既に監査から、元帳の勘定科目ごとに1件ずつ整理することを検討されたって、これ、平成27年から毎回同じような監査で指摘を受けていて、そして、この監査って、必ず毎年、前年の監査について、ちゃんとそれを検証するというのが監査の中にうたわれていますよね。ところが、毎回、前回指摘した事項などの処理状況はどうかということが監査の概要に書かれているんですけども、平成27年から令和3年に至るまで、毎回同じようなことが書かれ、不備、ちゃんとできていない。それについて、全然今までオーケーでほっておいたというところと、今回監査で、それは何に起因しているか、要するに発注の仕方が駄目でしょうって書かれていて、要望事項として見直しなさいって書かれているんですよ。それに基づいて契約書を設計、募集要項をつくろうという、なぜそういう努力をされなかったんですか。

○森本商工観光課長 募集要項の中で、そちらのほうも明記しようという部分も課内の中で検討いたしました。ただ、募集の中に広く公募するに当たって、やはりしっかりとした経理を明記させていただくという部分で、先ほど加筆させていただいた部分、こちらを明記させていただいた上で臨みたいというふうに考えたもので、こちらのほうの要項案とさせていただいたところでございます。

○中村委員 募集要項というのは何を求めてって、もう今さっきのまち・ひと・しごとから全部そうなんですけれども、書き方がすごくファジーで、そして、これ、受けられた人も、どこまでが自主事業なのかどこまでが範囲なのか、むちゃくちゃこれ、訳の分からへん書き方がされているんですよ、既に。それで、ちゃんと経理を出せ、もちろん経理はちゃんと出すべきですけども、まず、経理をちゃんと出させるには、管理業務、指定業務、情報発信、特産物開発、それから自主事業、市外への特産品委託販売とかがって明確に分けられて、どの部分が指定管理料なのか、どの部分が自主事業分なのかというのを募集時に明確にしてあげやな、それをきれいに仕分するというのは至難の業だと思うんですよ。

それで今回も、私たちもあの説明を受けたときに、実は全く分かりませんでした。

新聞を読んだら、会社の中の不正はあったけど、公金についてはないみたいな。何かそれやったら、何でこのペナルティーが発生するのか全然訳が分からへんけれども、これを、監査報告を読む限り、現金においてもつじつまが合わへんってちゃんと書かれているということは、ここに書かれているということは、公金について、ちゃんとしたものがなかったということですよね。

○森本商工観光課長　会社のほうから御報告していただいている部分で、指定管理料のほうの部分と、自主事業の部分というのは、聞き取りの上で、精査させていただいた上で現在に至っております。おっしゃるとおりですけど、まずもって、監査のほうからも毎回指摘いただいております、しっかりと会計区分を明記するという部分に関しましては、やはり募集要項のほうに盛り込んでいく必要もあるというふうに考えられますので、ちょっと協議をさせていただけないかなというふうに思っております。

○仲委員　毎年の監査の指摘事項、2年に一遍かな、関連補助団体にして、監査をしている事項については、これは改善をしなければならない、これは当然のこと、常にわたり改善事項があったということは、市の指導もしっかりしなければならないということは確認をしていただきたいと思うのですが、今回のこの問題については、仮契約をこの3月に破棄したと。ただ、3月31日まで数年間の契約は履行するという意味で、指定を取り消したわけではないということ、そこをちょっと確認したいんです。

○森本商工観光課長　3月31日まで指定管理者としてきちっと運営していただくようお願い申し上げます。

○仲委員　ということは、申請資格の部分については該当しないということで理解はしておるんですけど、前回の常任委員会の際に、市長に私のほうから質問をしたんですけど、言うたら経理担当も含めて、指摘した改善事項を合理的に改めるということで、報告があれば再度、再募集のときについては申請を、公募を受け付けるということで返事をいただいたんですけど、市長、どうですか、それ。

○加藤市長　おっしゃるように、さっき担当課長が申し上げますように、3月31日で結局御破算なんですね、4月1日から。こういう状況があったので、一から出直そうということで、指定管理を新たに公募するというような話なのです。ただ、その中で、今現状の中で、今後どういうふうにやっていくかという、要するに改善報告等々、それから、この夢古道おわせのそういう管理方法、運営方法が、改善計画がきちんとなされて、尾鷲市として、それは大丈夫だって判断したときに

は公募していただいても結構だという返事はしました。この委員会でね。

○仲委員　今後、改善計画が出てくると思いますので、しっかりと適正にチェックをしていただいて、納得できるようにしていただければ、今回のスケジュールどおりに、早期に夢古道の施設が運営できるようにしていただきたいと思うんですけど、そこら辺、担当課長。

○下村副市長　私もこの監査に提出書類が滞っておるといような案件があったときから、社長さんには3回ほど、役員さんにも四、五回ほど面会させていただいて、やっぱり役員さんが積極的に関わっていただかないと駄目ですよということはかなりきつく言わせていただきました、何度も。ですが、あわよくば尾鷲市としてもゴールデンウィークには開きたいという気持ちがあったんですが、やはり一旦御破算にして公募をかけるとなると、ある程度の日数が必要になるということで、現在こういうスケジュールになったということで、できるだけ早期の開業を目指していただくということをお願いしたいということで、中身のほうもしっかりしていただくと。役員さんには必ずそれなりの担当を持っていただきたいという、責任を持ってということはかなり強く意見させていただきました。

○中村委員　今回の監査の指摘事項で、領収書においては元帳に記載があるが、領収書がないもの、宛名の記載がないもの、押印がないもの、内容のただし書や領収者住所の記載がないものなどが散見された。とりわけ今回、現金支払いで領収書がないものが複数あり、支出の根拠が不明瞭なため、公の施設の指定管理業務において、誠に慎むべき不適當なものであり、適切な処理が必要って書かれているんですよ。

今さっきの密漁の問題じゃないですけども、これはモラルの問題です。そして、この指摘の中で一番大事なのは、まず募集するときに明確にしなさいという指摘をなぜ守らずに、簡単じゃないですか、これだけ書いてくれているんですよ。管理業務と指定業務と自主事業を分けなさい。その計画書を出させて、それを見たら、それに沿ってやるというのはすごい楽じゃないですか。何かこの募集目的みたいな何か訳が分からへん、ファジーな書き方をされて、こういうことじゃなくて、まず条例を触って、しっかりしたもので募集されたら、お互いがすごくやりやすいと思うんですよ。審議に基づいてみたいな要らんことを入れずに、どうしてちゃんとした分かりやすい言葉で条例をつくらうとはされないんですか。お尋ねします。

○加藤市長　私どもとしては、この募集要項案について、一応した結果、こういうものでやろうという話の中で、ただ、御指摘のとおり、分かりにくいどうのこう

のというのなら、それは個々人にはあると思います。そのために、要は指定管理者選定に向けてのスケジュールの中で、先ほど担当課長から説明しましたように、現地説明会、申請受付から質問を受け付けて、いろいろなお話を聞きながら、ある程度の期間をつくって、最終的に5月4日に選定プロポーザルを提出していただくと、こんな話になっていますから、補うべきところはみんな補っているんですよ、こういう計画の中で。どこまでがどういうふうで具体的にどうのこうのというのは、言っていることはそこまでやらなきゃならないかという話です。だから、基本的には我々は、募集要項をきちんと精査した結果やって、その分についても新たな方が来るときとか、いろいろな方が公募するときにはきちんと質問を、期間を置いて、いろいろな現地も視察して具体的に話していくと。私はそれで十分だと思いますよ。

○中村委員 募集要項というのが現地にきて説明じゃなくて、募集要項を読めば何を出すかが分からなあかんものなんです。だから、募集要項を監査に指摘されたということをもっと重く受け止めてください。何のために監査が入って、監査の方がすごくいい意見を言ってくれていて、それにのっとってやっていったら、事業がすごくスムーズにいくって、誰が見ても分かるんですよ。それをどうしてこのまんまでいいんやって、これでいくんやって、何でそこに来るのかというのが今の市長の説明では全く分からないです。

○下村副市長 募集要項を指摘されたことは、監査ではございません。

○中村委員 整理がしやすいように見直さなさい、15年が経過して、業務内容を見直せということは、今回募集されるに当たって、管理業務と指定業務と自主事業を明確に分けるような募集要項にされたら、簡単なことなんです。そして、条例をそういうふうに変えていったらすごい簡単なんです。まずそれをせんと、触らんと、今のまんまでやろうと思うからくちやくちやになるんじゃないんですか。どうして、この際ちゃんと直したらいいじゃないですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 ちょっと資料のほうを送付させていただきます。募集要項の7ページでございます。

その他の項のところの、ア、イ、ウ、エとございますが、そのところのイにございますとおり、一応、詳細は別途協定書に定めますというような言葉で明記させていただいております。委員おっしゃられるとおり、これが見やすいか見やすくないかと言われれば、やはりもう少し見やすくするのも必要ではないかと思っておりますし、この募集要項を配布させていただく際には協定案もおつけするなど、そういった、いわゆる指定管理と指定管理外の業務が何であるのかとかという部分、分かりやす

いように説明できるように、原課のほうとしても進めさせていただきたいと考えます。

○内山副委員長 2点ほどだけ教えてください。

まず、3月31日、熊野、民営の会社のほうで総会がありましたよね。私はその民間のことに関しては何も言う権利はないんですけども、そこでどういうふうな結果になったのかというのは、商工観光課のほうは把握されているのでしょうか。

○森本商工観光課長 内容については御報告を受けております。

○内山副委員長 その中で、新聞にも載っていたんですけども、懲戒解雇という形になっていたんですけども、それに誤りはないですか。

○森本商工観光課長 そのように御報告を受けました。

○内山副委員長 正しい情報としては、懲戒解雇ではないと思います。これ、労働基準局のほうから注意が入っているはずなんですけど、その会社に対して、手続が不備だったということで、そういうことの情報も、商工観光課のほうは把握されていませんか。

○森本商工観光課長 どういった内容であったかという形で報告は受けておりますが、その先の部分で、今、副委員長おっしゃっていただいた等は、正式には報告を受けておりません。

○内山副委員長 公募で次に募集してきた際には、きちんとその会社がどういうふうにして最後の結末をしたのかということで、やっぱりそういうところはきちんと確認してください。それが1点。そして、解雇については、いろんなことが、注意事項があると思うので、そこも確認しておいてください。

それで2点目は、監査のほうで、15年の老朽化ということで、この前、南委員長も言われたんですけども、サウナも壊れています。それから、バイキングをしておったクーラーもほとんど効きません。そして、厨房のほうのドアも、冷凍庫のドアももう緩んで効きません。商工観光課のほうが一体どれぐらい、その施設に対して老朽化しているのかというのを把握されていますか。

○森本商工観光課長 故障箇所等に関しましては、随時ちょっと報告をいただいておりますので、全てを一新してなかなか直すことが不可能でございますので、空調設備とかもそうですけれども、順を追って直させてくださいということでお願いしているところでございます。ただし、先ほどおっしゃっていただいたサウナに関しましては、速急な対応が必要というふうには認識しております。

○内山副委員長 公募に当たって、やはり市として、これから観光拠点にするの

であれば、きちんとした、老朽化対策をしなければならないのではないかなと思うところがまず1点ありますね。それを例えば公募して決まってから考えるのではなく、どこまできちんと予算をつけてするのかというのがまず早急の問題だと思うのですよね。

それから、2点目の、ここに具体的に書かれていますけれども、上の厨房に関して、そこの使い方、地域交流の拠点とあるんですけど、それは商工観光課がどういうふうに考えているのかというのもちよっと聞かせてもらえませんか。

○森本商工観光課長　　これまでコロナの関係もございまして、なかなか従前の、設立当時のような使い方がそのまま運用できるかどうかというのは議論させていただいているところもございまして、今も調理室等もちよっと止まっているような、何か月に1回、コロナの5波、6波とか続いたときには止めさせていただいているような状況が続いている中で、なかなか継続的にそこの運用をしていただくというのが難しい状況が続いているところはございます。ですので、指定管理者、前の指定管理者ですけれども、と協議しながら、どのように活用していく必要があるのかというのは、協議は進めておりましたけれども、実際に本当に対応策で全てオープンにできるかというのはなかなか難しいというような流れがありまして、方法論もいろいろ協議している最中もございました。

○内山副委員長　　次に、情報発信とか、そういうことの中身なんですけれども、15年たって、ある程度情報発信はできているように思うんですよね。私、現場におった、あれとしては。これからは、15年たって違う形できちんとしていかなければ、先は望めないのかな、同じパターンじゃ駄目なのかなということも含めて、市として、この夢古道をどういうふうにこの先していくのか、今までと同じ考え方なのかどうなのかというところの、違う視点って持っていますか、今の時点で。

○森本商工観光課長　　オープンから十数年たちまして、ここまで、コロナ以前、従前に関しましては10万を超える来訪者がいらっしゃったということは、PRに関しましては成功していたんじゃないかなというふうには思っております。ただ、コロナで落ち込んでしまいましたけれども、夢古道おわせのPR、今施設の存在という部分は充分伝わっているんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、まず、指定管理の募集に当たって、私どものプロポーザルをさせていただくに当たって、情報発信をどのようにするのかというのは、応募者の方が事業計画を提出していただいて、案を提出していただくこととなります。我々としては、この施設を使って尾鷲のPRにつながるようなことを大前提としてお願いしますという形でさ

せていただくに当たって、そこからどういった案があるのかというのは、事業計画として出していただけるふうに思っております。ですので、我々としてもしっかり尾鷲の観光の拠点として、集客交流の拠点として位置づけているものですから、しっかりと事業計画案をよろしくお願ひ申し上げますというふうに公募させていただきたいというふうに考えております。

○内山副委員長　先ほどの、次の公募に当たって商工観光課のほうも積極的にそこに関わるという話になっていたんですけれども、そこはぜひしていただきたいということを切望します。この十何年間、私も関わっておりましたけれども、バイキングのほうにしても、やっぱり商工観光課とか市の方たちが顔を出したというのはほとんどなかったんですよね、私、ずーっとあそこの現場にいたんですけれども。

その中でいろいろ困っていたこともありました。やはりこの中に書いている熊野古道センターとの連携をせいとか、そういったときにうまいこと連携がいかなかったとか、言葉に書いてあるのはあるんですけれども、実際には現場がすごく困っていたことがたくさんあるんですよ。だから、やはり何かを成功させなければいけないときには、市のほうの方がやっぱり積極的に関わってこないと何もかもうまくいかないように思います。

だから、今回の公募に当たっては、そういうところも含めて、きちんとやっていただきたいというのがまずお願ひと、もう一つは、先ほど言われたように、この指定事業、監査のほうですね、自主事業、それから管理業務など、ここをきっちりとしていただかないと、また同じ結果になります。私はそういうふうに思います。それはなぜかという、現場に来て、きちんとそういうことが分かればできるかもしれませんが、今までそういうことがなかった時点で、もう15年たってここをきちんとしないと、次の発展は物すごく大変ですよ。同じことをしても先がないんですから。だから、こういうことをきちんとしていただきたいと思います。条例を変えるのかどうか、ちょっと私にはその難しいところは分かりませんが、そこをきちんと商工観光課、市のほうが把握しないと絶対うまくいかないとは思うので、そこら辺の考えはどうか。

○森本商工観光課長　副委員長のほうからもちょっと御指摘いただいた部分で、前の指定管理者とコミュニケーションがなかなかなかったんじゃないかというような、ちょっと私も捉えたんですけれども、私としては、担当係も含めて、積極的にコミュニケーションを取ってきたつもりではございます。ただし、実際のところ、先ほども御指摘があったような老朽化の部分等、逐一、トラブルがあったときとか、

我々としても迅速に対応できるようなお話をさせていただくこともさせていただきましたし、バイキング等も含めて、温浴施設を止めるとかという話とも、どのタイミングでどうすればいいのかとか、そういった部分をしっかりと協議させていただいて進めさせていただいたことは事実でございます。ですので、それは、我々としては継続して、次の指定管理者とはしっかりと連携してやっていく必要があると思います。しかしながら、こちら、経理という部分に関しましては、このような結果になってしまって大変申し訳なく思っておりますし、今までなかなか、問題があって今なのかという御指摘は大変申し訳なく思っております。

ですので、我々としては、これを機にしっかりと事実を確認した上で、私どもの体制も取って、しっかりとやっていきたいというふうには申し上げておりますので、先ほども、具体的には定期的な打合せ、定期的な経理の中身の確認、これはもう絶対やっていく必要があるというふうに思っておりますので、それは実施してまいりたいと考えております。

○西川委員　一つだけ。公金が使われておる事業に不正がありました。その指定管理者も尾鷲市も警察になぜ捜査依頼をせんのですか。

○森本商工観光課長　指定管理料の部分に関しましては、たしか2年間で払っているところがございますのですけれども、その位置づけとなる特産品開発の普及の開発、情報発信の部分におきまして、経理がちょっと不透明な部分というのは見受けられなかったというところがございますして、私どもは、その部分に関して問題なかったというふうにお答えさせていただいたものでございます。

○南委員長　他にございませんか。

○内山副委員長　1点だけ再確認で、先ほど一番最初に言った懲戒解雇だったのかどうかというところの情報だけはきちんと確認していただいて、また結果を教えてくださいたいんですが、よろしいですか。

○南委員長　課長、会社の内部やとか定款等に関する問題でございますので、調査するのは結構でございますけれども、この場で議論する問題ではないと判断しておりますので、ここに報告はしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○森本商工観光課長　前指定管理者のほうに確認いたします。

○小川委員　1点だけお聞かせください。この要綱の中に、4番ですかね、これ……。

○南委員長　何ページ。

○小川委員 3 ページ。管理運営業務の範囲及び基準というところで、その下の 1 のところに、交流施設の事業の実施に関する業務、いろいろ書いてあるんですけども……。

○南委員長 すみません、中断します。

(休憩 午前 11 時 59 分)

(再開 午後 0 時 00 分)

○南委員長 再開いたします。

正午を回りますが、このまま続行いたします。

○小川委員 これ、風呂と食の提供する場所、一つの施設ということで、分離発注じゃなしに、分離で公募をすることが難しいというのは理解しておるんですけども、これまでですと委託の委託というような感じでやっているんですけど、この業務の中に、やっぱり食堂、食の提供というのをやっていかなあかんということを書かれておるんですけども、公募する際に、きちんと食もやっていただけるのかどうか。食だけ遅れるということのないように、ちゃんと確認だけはしていただきたいと思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○森本商工観光課長 公募していただいた中で事業計画が提出されます。その中でこういった部分がしっかり網羅されているのか、しっかり確認して、選定のほうをさせていただきたいと思います。

○小川委員 それと、1 点お願いなんですけど、よく市民の方に言われるんですけども、トイレは外から入れないんですよ。何回もこっちのほうからお願いしたんだけど、なかなか開けていただけないというのがありまして、できましたら外からは入れるように何とかしていただけないかなと思って、その点はいかがでしょう。

○世古商工観光課係長 以前もそのような御指摘をいただきまして、前回の指定管理の期間中、夢古道の会社のほうにお願いして開けてもらうようにさせていただきましたもので、次回、新たに指定管理者が決まりまして運営が再開された際には、同じような形でさせていただくようにいたします。

○南委員長 開いていないで、担当、違うよ、答弁。

○小川委員 今、開けていただいたというけど、開いていないですよ。

○森本商工観光課長 先ほど係長のほうから御報告させていただいたんですが、実際開けていただくようお願いして了承を得たところなんですけど、実際そのよう

な事象も出ていたということでございますので、十分注意して、次回に臨みたいと思います。

○南委員長 僕、トイレのことについて、地元の畑やとか尾鷲市内からも農営をしに来る方がたくさんおられるということで、以前は夜でも開けていただいておったんです、営業時間が過ぎても。それがここ10年ぐらいたつのかな、夜5時過ぎたらもう開けてもらえなくて、僕は何回かこの委員会の場でも、なぜ開けてくれないのって、外づけトイレで鍵を開けたらええだけですよ。それすらできなかったのが現実でございますので、やはり担当課としたら、そういったところは徹底的に指導できていないということなんですよね、これ。僕、歩くたびに鍵は確認していました、ずーっと。でも、依然開けてもらえんし、戸をたたき破ったろうかいなと思ったとき、何回もありますよ、これは本当の話ですよ。

やはりこの場で言ったことを、行政はただ鍵を開けることだけですよ、もう徹底して本当にしてもらわなくては、審査する委員会としても困るし、今日のいろんな話を見ておりますと、やはり監査から厳しい指摘がございました。そういった中で、やっぱり指定業務、管理業務、自主事業というのを仕分はしっかりしてもらうように、今回いろんな方がたくさん応募していただくことを僕、心から願うのですが、そういった競争原理の中で選んでいただきたいなと本当に思います。そういったことで、特に市長からは、僕は一日も早く営業再開してやってほしいんです、本当の話。頼みますわ、市長。

○加藤市長 思いは一緒でございます。一日も早くやはりこの夢古道おわせ、これが復活できるように、我々も一生懸命やっておりますけれども、一応今、担当のほうからお示ししました、これが私としても、このスケジュールより早めるということは大変難しゅうございまして、ただ、このスケジュールできちんと5月二十何日かに再開を目指すということで御理解いただけましたかと思っております。

○南委員長 ぜひとも早い再開、それと副委員長からも指摘がございましたように、できる限りの修繕はして、きれいな状態で、新たな指定管理者の方に指定していただくよう、よろしく願いをいたします。

○三鬼議長 実はこの報告があるということで、今朝、代表監査に議長室に来ていただきまして、監査の目からちょっと確認をさせていただいたということで、プロポーザルで募集するということが、こういった表現でいいのではないかとということと、プレゼンの中できちっとしてもらおうけど、こちらから要請することであるとか、決まったことは、先ほど課長補佐が言われておりましたように、規約なりなん

なりにきちっと指定管理を受けたほうと明確に分かるようなことを残しておくようにするという、議会もそのほうをチェックしてくださいということがありましたので。

今後、例えばスタートしたときに、3ページの4番というのか、1番のアとかイとかウとかエ、そういう中で、当時はお母やんらのランチバイキングというのが出てきたというか、プレゼンの中で出てきたということがありますので、会席であれバイキングであれ、先ほど小川委員から、食事のほうも続けるのかということがありましてよって、どんな形でもそういうのが決まったら、決まったようにそれをプレゼンで受けて、仕事としてしていただくようであれば、それに対する規則とか規約というのですか、これはきちっとされておくほうが、今後我々もチェックするのに、指定管理会社が直接やるのか、また誰かにしていただくのかというのを含めてでも、我々もチェックしやすいというか、議会としても見ていきやすいということがあるので、お願いしておきたいなと思いますけど、どうですか、その辺は。

○森本商工観光課長 皆さんの御指摘のとおり、明確な仕分というのは必要というふうに考えております。しっかりとそのように区分けできるように取り組んでまいります。

○南委員長 ありがとうございます。

以上で委員会を終了させていただきます。また14日も委員会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。公共交通、男女共同参画、それと学校給食問題の3議案について行いますので、よろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

(午後 0時08分 閉会)